

○名誉師範の称号に関する訓令

〔昭和41年3月1日〕
本部訓令第4号

(称号の授与)

第1条 山梨県警察の柔道、剣道または逮捕術の指導官として永年にわたり勤務し、これらの術科の術技および運用について、特に功績があり、一般の模範となると認められるものが退職するときは警察本部長が名誉師範の称号を授与することができる。

(手続等)

第2条 前条の名誉師範の授与およびそのそう失に関し、必要な手続等は、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。